

平成 28 年（ワ）第 5 7 1、8 8 7 号 安保法制違憲国家賠償請求事件

原告ら 吉岡康祐、加百智津子及び内藤秀之ほか（計 5 7 0 名）

被 告 国

準 備 書 面（6）

（人格権の被侵害利益性とその内容）

2 0 1 7（平成 2 9）年 1 1 月 日

岡山地方裁判所第 2 民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

弁 護 士 河 原 昭 文

同 金 馬 健 二

同 清 水 善 朗

同 河 田 英 正

【目次】

| | | |
|----|-------------------------------------|----|
| 第1 | はじめ | 5 |
| 第2 | 人格権が認められてきた沿革 | 7 |
| 1 | 世界人権宣言など | 7 |
| 2 | 第2次世界大戦以前 | 8 |
| 3 | 第2次世界大戦後 | 9 |
| 第3 | 人格権に関わる民法学者の学説 | 11 |
| 1 | 第2次世界大戦前 | 11 |
| 2 | 第2次世界大戦後（不法行為法での発展） | 11 |
| | （1）人格権に含まれる個別的権利を列挙するにとどまるもの | 11 |
| | （2）包括的権利としての人格権を論じるもの | 12 |
| | （3）何らかの理念的根拠により人格権を承認するもの | 13 |
| | （4）人格権自体をテーマとした主要な論説 | 13 |
| 第4 | 人格権に関する学説（憲法学者） | 17 |
| 1 | 佐藤幸治 | 17 |
| 2 | 高橋和之 | 19 |
| 3 | まとめ | 19 |
| 第5 | 人格権に関する判例の検討 | 19 |
| 1 | 最高裁判所 | |
| ① | 最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁（北方ジャーナル事件） | 19 |
| ② | 最大判昭和63年6月1日民集42巻5号277頁（自衛官合祀手続き事件） | 21 |
| ③ | 最二小判平成元年12月21日民集43巻12号2252頁（公立小学 | |

| | | |
|----|---|----|
| | 校における通知表の交付をめぐる混乱についての批判、論評を主題とする ビラの配布行為事件) | 25 |
| ④ | 最二小判平成3年4月26日民集45巻4号653頁(水俣病認定業務 に関する熊本県知事の不作为違法に対する損害賠償請求事件上告審判決) | 27 |
| ⑤ | 最三小判平成8年3月26日民集50巻4号993頁(不貞行為の相手 方に対する配偶者からの損害賠償請求事件) | 30 |
| ⑥ | 最三小判平成12年2月29日民集54巻2号582頁(エホバの証人 輸血拒否事件) | 31 |
| ⑦ | 最三小判平成14年9月24日裁判集民事207号243頁(石に泳ぐ 魚事件) | 34 |
| 2 | 下級審 | 34 |
| ① | 大阪高判昭和50年11月27日民集35巻10号1881頁(大阪国 際空港夜間飛行禁止等請求事件(上告審昭和56年12月16日最高裁大 法廷判決)) | 34 |
| ② | 熊本地判平成13年5月11日判例時報1748号30頁(「らい予防 法」違憲国家賠償請求事件) | 39 |
| ③ | 福井地判平成26年5月21日判例時報2228号72頁(大飯原発 3、4号機運転差止請求事件) | 41 |
| ④ | 前橋地判平成29年3月17日判例集未登載(福島原発被害者の避難に よる損害賠償請求事件) | 43 |
| 第6 | 原告の主張する人格権の内容 | 46 |
| 1 | 原告の主張する人格権の概要 | 46 |

| | | |
|---|--------------------------|----|
| 2 | 生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権 | 48 |
| 3 | 平穩生活権 | 49 |
| 4 | 主権者として蔑ろにされない権利 | 57 |

第1 はじめに

- 1 原告らは、新安保法制法制定行為等によって侵害された権利の一つとして、人格権を挙げ、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、その侵害に係る損害について被告・国により損害賠償がされるべきだと主張した。

これに対して、被告は、答弁書において、「原告らの主張する生命・身体の安全を含む『人格権』は国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められない。原告らがいう『人格権』の具体的な権利内容、成立要件、法的効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、そこに具体的権利性を認めることなど到底できないし、原告らが「人格権」の侵害として述べるところは、結局のところ「漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないのであって、かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない。」と主張する。

被告は、さらに、原告らの主張は「平和的生存権」に係る原告らの主張と同旨のものにほかならないが、「平和的生存権」に具体的権利性が認められないことと同様であると主張する。

- 2 原告らは、平和的生存権が国賠法上の保護を要求する具体的権利であることについては、既に準備書面（2）で詳述している。

本準備書面においては、原告らの主張する人格権が、学説及び判例によって国賠法により保護されるべき具体的権利・利益であること、したがって国の主張が明らかに間違っていることを論じる。

原告らの被害の実態については、さらに準備書面で具体的に主張する予定であるが、本準備書面ではそれらの被害について、人格権

の視点から敷衍するものである。

- 3 今日においては、「『人格権』と呼ばれる権利が存在し、これが何らかの意味で法的に保護されることは、わが国の判例・学説で疑問の余地なく承認されていると言って良い。近時は、環境に関する権利・利益や情報・プライバシーに関する権利・利益などに関連して人格権に含まれる権利が新たに提唱されるなど、権利内容が多様化しており、その現代社会における重要性はさらに高まりつつある。」（米村滋人「人格権の権利構造と『一身専属性』（一）」法学協会雑誌133巻9号1312頁2017年1月・甲B第9号証の1 なお、「人格権の権利構造と『一身専属性』（二）」以降については、甲B第9号証の2乃至4）。
- 4 後述の判例及び学説によっても、人格権の定義・説明として基本的には同じ趣旨のことが述べられている。

人格権の内容については、論者により広狭異なるものがあるが、ここでは、まず、比較的狭く解するという五十嵐清によれば「主として生命・身体・健康・自由・名誉・プライバシーなど人格的属性を対象とし、その自由な発展のために、第三者による侵害に対し保護されなければならない諸利益の総体」であるとされていることを指摘しておきたい」（五十嵐清「人格権法概説」10頁 有斐閣2003年12月・甲B第19号証）。諸利益の総体ということとは、包括的権利ということでもあると理解できる。なお、民法は、この種の人格権としては身体・自由・名誉だけを挙げている（民法710条）が、これは人格権の例示であることに異論はない。

- 5 さて、本件においての問題は、人格権の権利としての承認は当然で

あるとしても、被告の主張を踏まえた場合、本件においての問題は、国賠法での保護の対象となる人格権とはどのようなものであるかということである。被告の主張は、人格権の存在そのものは認めるが、原告らのいう内容では、国賠法上の保護に値するものではないということであろう。以下では、原告らの主張する人格権としての権利・利益が、国賠法上の保護に値するものであるということを論証する。

次項以下において、人格権の認められてきた沿革、主要な学説・判例を概観したうえで、原告らの主張する人格権の内容を整理し、同主張の人格権としての権利・利益が、従前の判例及び学説で国賠法上の保護に値するものと認められているものであることを明らかにしたい。

第2 人格権が認められてきた沿革

学者らの研究によれば、人格権が認められていた沿革については以下のことが確認できる。

1 世界人権宣言など

(1) 世界的には、個人の尊厳に基盤を置く人格権は、個人の自由・平等を宣言した1776年のアメリカの独立宣言や1789年のフランスの人権宣言に遡ると考えられるが、明確にされたのは、国連総会で採択された1948年の世界人権宣言であり、1966年の国際人権規約及び1989年の子どもの権利条約などによると言える。

(2) 世界人権宣言12条では、「何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に

対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。」として、人格権の内容であるプライバシー、名誉、信用等が保護されることを明確にし、国際人権規約である自由権規約の17条では、「何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して、恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。」と規定したうえで、これについて法律の保護を受ける権利を規定している。

以下、世界の各国において人格権がどのように保障されるようになったかを概観する。

2 第2次世界大戦以前

(1) ヨーロッパでは、ドイツ、フランス、スイス民法典や学説・判例が人格権の侵害を不法行為として扱い、その発展に貢献した。

すなわち、ドイツでは、19世紀末に制定された民法典に、人格権の一般規定こそ設けられなかったが、氏名権が規定され、生命・身体・健康・自由や信用に対する侵害が不法行為となる旨規定され、学説では、広く一般的に人格権を認めるべきであると唱えられていた。

フランスでも、19世紀初めに制定された民法典には、人格権についての規定はおかれなかったが、判例により、各種の人格的利益が不法行為の被侵害利益として救済されてきたもので、これらの判例の積み重ねは、人格権法の発展に寄与したとされている。

20世紀初頭のスイス民法典においては、人格的諸関係に対する違法な侵害を禁止する規定を設け、場合により慰謝料を認めるものとしていた。これは、包括的人格権を認めたものと評価されている。

(2) 英米法諸国では同様のことは起きず、人格権という概念を持って法的保護を与えるということにはならなかったようである。しかし、人格権の内容に当たる名誉やプライバシー等は、個別に保護法益とされ、特に、アメリカでは、プライバシーを中心に人格権侵害に相当する事柄が私生活を保護するものとして論じられ、判例により保護されてきたようである。

(3) 日本では、民法典はドイツ民法に倣って、人格権の一般規定は設けなかったものの、財産権の他に身体・自由・名誉の侵害を不法行為の被侵害利益とした（民法710条）。しかし、学説上、後記のように人格権そのものは認められていた。

また、判例上も、人格的利益を個別に保護していた。例えば、現在では人格権侵害と認められている村八分（大阪高判平成25年8月29日判例時報2220号43頁等）について、「被上告人の社交上活動し得べき自由を妨げ、且つ被上告人を社交上より排斥してその社会より享くべき声価を受くること得ざるに至らしめた」とし、自由及び名誉を侵害するとして慰謝料を認めている（大判大正10年6月28日民録27輯1260頁）。

3 第2次世界大戦後

(1) 次に記載するように、第2次世界大戦以前に比して、多くの国で人格権侵害に法的保護が与えられるという進展が見られた。

(2) ドイツでは、民法典上は一般的人格権の規定は設けられないままであったが、学説・判例により、人間の尊厳と人格の自由な発展を保障したドイツ連邦共和国基本法1条・2条に基づき、一般的人格

権を権利として承認し、その侵害に対して慰謝料請求権を肯定するようになっている。

- (3) フランスでは、1970年に民法典を改正し、私生活の尊重を求める権利、すなわちプライバシー権を規定し、1994年には民法16条で「法律は、人の生命の開始より、人の優越を保証し、その尊厳性に対するあらゆる侵害を禁じ、人間存在の尊重を保障する」と宣言するなど、手厚く人格権を保護している。
- (4) スイスにおいては、既に述べたように一般的人格権を規定していたものであるが、1983年に保護の内容を拡充する改正をし、反論権についても規定を設けている。
- (5) アメリカでのプライバシー法もこの時期に大きく発展した。特に1960年代にコンピュータの発展により人権侵害が頻発するようになり、それにこたえるためにこの分野が発展したといわれ、「個人情報への自己コントロール権」、「自律的自己決定権」というように積極的に捉えられるようになっているとされている。
- (6) 日本でもマスメディアの発展と人権意識の高揚により、名誉棄損やプライバシー侵害の問題が人々の関心を引くようになり、さらに公害が認識されて環境権という言葉も生み出され、後述するように人格権に基づく差止請求や損害賠償請求が認められるなど、この分野の学説・判例の進展がもたらされた。現在では、ITの急激な進展により人格権侵害はより広く深刻な様相を呈していると言え、個人情報保護法が制定されるなどし、人格権保護についても、後記のように学説判例とも広範な発展を見せている。

第3 人格権に関する民法学者の学説

1 第2次世界大戦前

大正期にドイツ法の影響のもとに人格権概念が受容されたが、一時（1930年代）不法行為法の「権利侵害」要件を「違法性」に置き換える見解が通説化したことに伴い、人格権概念の有用性に対し懐疑的な見方が強まった。しかし、その後、そのような議論は克服されて、今日に至っている。

2 第2次世界大戦後（不法行為法での発展）

人格権はどのように論じられてきたかについて見ると、人格権そのものに関する研究は多くはないようであるが、人格権の効果として不法行為に基づく損害賠償が論じられる際に議論がされたようである。以下、主に、米村滋人「人格権の権利構造と「一身専属性」(一)」(法学協会雑誌133巻9号1311頁以下・甲B第9号証の1)による。

(1) 人格権に含まれる個別的権利を列挙するにとどまるもの

ア 加藤一郎は、「人格権的なもの」として民法710条の身体・自由・名誉を例示として、貞操・氏名・肖像なども含めてよいとし、身体的側面と精神的側面とに別けて論じ、前者に身体的自由、生活妨害等を、後者に名誉、精神的自由などを挙げるが、人格権の概念内容等に関する記述はないようである（加藤一郎「不法行為（増補版）有斐閣1974年106頁以下）。

イ 澤井祐は、狭義の人格権侵害（絶対権タイプ）と人格権侵害（衡量タイプ）に含まれると思われる個別的権利・利益を不法行為の

被侵害利に別けて論じ、後者に生活利益侵害等を掲げるが、人格権一般についての論述はない（澤井裕「テキストブック事務管理・不当利得・不法行為（第三版）」有斐閣2001年140頁以下）。

（２）包括的権利としての人格権を論じるもの

ア 四宮和夫は、人格権とは「人の人格的利益（身体・自由・名誉・貞操・氏名、肖像・プライバシー）を目的とする私権をいう」ものであり、「プライバシー権など新たな人格権の承認とともに、『個別的人格権』の源泉ともいえるべき『一般的人格権』の観念も認められるようになってきた。」と論じ、包括的権利としての人格権を肯定している（四宮和夫「民法総則（第4版）」弘文堂1986年24頁）。

イ 田中実・安永正明は、「人格権は、生命・身体・自由・名誉（710条）のような、人格と切り離すことのできない個性的なものを内容とする権利である。すなわち、生命の安全とか、身体の完全性とか、自由な意欲や行動とか、人間としての尊厳とかを内容とし、これらを侵されないで人間らしい生活が営まれることからくる各種の利益を享受すべき権利を総称して、一般に人格権とよぶ。」とし（谷口知平・石田喜久夫編「新版注釈民法（1）」有斐閣2002年55頁）、米村滋人前掲は、これも包括的権利としての人格権を肯定する見解に分類できようとする。

ウ 平井宣雄は、（人格権とは）「身体・健康・自由・名誉などのような人間存在そのものにかかわる利益をいい、自由権・名誉権・肖像権・プライバシー権などが含まれる」と定義している。平

井は、さらに、「人格的諸利益への侵害は、その性質上差止めを認めなければ救済の実を挙げられない場合があるので、差止めの根拠として、物権に準じた権利（ただし一身専属権である点で物権と異なる）としての人格権概念を定立する必要がある」としている（平井宣雄「債権各論Ⅱ」弘文堂1992年106頁以下）。

（3）何らかの理念的根拠により人格権を承認するもの

ア 潮見佳男は、憲法13条を根拠にして、「人格権とは、人間の尊厳に由来し、人格の自由な展開及び個人の自律的決定の保護を目的にするとともに、個人の私的領域の平穩に関する保護を目的とする権利である」とした上で「一般的人格権は、憲法13条に基礎を有し、「人格価値の総体を包括的に保護する根源的権利として、社会の要請に応じて個別的人格権（氏名権、肖像権など）を生み出す基点となる」とする（潮見佳男「不法行為法Ⅰ（第二版）」信山社2009年194頁）。

イ 広中俊雄は、民法体系全体を理論的に分析して、これを、財産法と家族法に二分する伝統的二分法は正当でないとし、「財産に関する法」と「人に関する法（人格権法・家族法・生活利益法）」からなるとする新たな二分法を提示し、「人格秩序」を構成する人格権法と家族法が「人に関する法」の根幹部分であるとする（広中俊雄「民法綱要（新版）」創文社2006年15頁以下）。

（4）人格権自体をテーマとした主要な論説

ア 斉藤博は、「人格価値」にはさまざまな側面があるとし、個別的な「人格価値」として、生命、身体、健康、自由、名誉、氏名、肖像、著作物、実演、私的領域（プライバシーや個人情報等）を

挙げている。その上で「人類は、これからも、人格価値を侵す思わぬ事態に遭遇することであろう。そして、その過程で、人格価値の新しい側面も見出されてくることになるだろう。」と述べ、人格権の概念が極めて広範な内容を有しうることが示されている（斉藤博「人格価値の保護と民法」一粒社1986年37頁以下）。

イ 五十嵐清は、人格権を個別的人格権の総体として使用するとして、具体的には、身体的人格権（生命・身体・健康等）と精神的人格権（名誉・氏名・肖像・プライバシー）が含まれるものとするとし、さらに、人格権の法的性質として『絶対性』と『一身専属性』を掲げ、「程度の差はあれ、すべての人格権に絶対性を認めるべきである」とする（五十嵐清「人格権法概説」有斐閣2003年・甲B第19号証9頁以下）。

ウ 木村和成は、2006年の撰南法学35号掲載の論文「わが国における人格権概念の特質—その再定位の試み—（二完）」（甲B第10号証の2）で学説における人格権概念について論じている。重要な指摘を含むので、以下、長くなるがその趣旨を引用する。

木村は、学説・判例の議論を概観して、日本型人格権の特質が以下の3点に集約されるといい、次のように指摘する（甲B第10号証の2，95頁以下）。

それは、第1に、人格権それ自体の意義は、人間の尊厳や人格価値の保護といった理念的意義、差止めを認めるという実地的意義に求められる。名誉・プライバシー侵害のケースでは・（中略）名誉・プライバシーといった法益の背後には、人間の尊厳や人格

価値の保護といった理念的意義を有する人格権が存在するのだということが結果的に明らかにされた感が強い。逆に、公害・生活妨害型の事案では、差止めの根拠とされることに人格権概念の有用性が認められる傾向にあった。（中略）ここで人格権の前面に出てくるのはやはり差止めという効果面での必要性であった。

第2に、わが国における人格権は、基本的には『人格から分離できない絶対権的法益』をその核心とするが、そこでは名誉・プライバシーなどを中心とする軸と、生命・身体などを中心とする軸が並立してきた。すなわち、人格権における『人身』と『人格』の並立である。わが国では裁判例・学説においても、名誉・プライバシーのケースから人間の尊厳や人格価値の保護を理念とする人格権概念が登場し、その後そこから直接に派生するかたちで公害・生活妨害の事案において「差止め」という法的効果を与えることを主眼として人格権概念が登場した。

第3に、わが国において人格権が援用される局面は極めて多種多様で、絶対権的法益の侵害の場合のみならず、比較的軽微な精神的利益の侵害の場合も人格権侵害と把握されることがある。（中略）後者においては、具体的な法益を特定することはできないが、侵害されているものは精神的な人格的利益である。わが国の人格権はそれらすべてをカバーし得る広い権利概念である。（中略）比較的軽微な精神的利益の侵害の場合（セクシュアル・ハラスメントや職場の不当待遇など）も『人格権』侵害と把握されることであるという・・・人格権とは『人格』（人の精神的側面）と人身（人の身体的側面）にかかわる権利であり、その意義は個人の

尊厳や人格の保護を目的としている点に認められる。人身や人格に関わる法益は、人格権と構成しなくとも、その法益自体が個人の尊厳や人格の構成要素であるから、人格権と区別しても差し支えない。（中略）問題となるのは、このような明確な法益の侵害はないが個人の尊厳や人格が冒される場面（生活妨害、セクシュアル・ハラスメントや職場での不当待遇がこれに含まれるという）であり、『むしろ、この部分が人格権の主たる問題領域』である。

人格権の意義は、個人の尊厳や人格の保護にある。個人の尊厳や人格を構成する明確な法益は、敢えてそれを人格権と構成せずとも、それ自体単独で成り立ちうる。従って、生命・身体・健康・人身に関わる明確な法益、名誉・プライバシーといった人格に関わる明確な法益は、これを人格権と区別して考えるべきである。そしてこれらの侵害は原則として違法であり、その侵害に対しては損害賠償や侵害行為の差止めが認められる。生命や身体などの法益と区別される人格権の実際的な意義は、こうした明確な法益を見て取ることはできないが、個人の尊厳や人格を構成する利益を保護する点に認められる。そして、これらの侵害も原則として違法であり、その侵害に対しては右と同様の効果が認められるべきであろう。但し、右に挙げたような明確な法益の侵害の場合とは異なり、やや軽微な利益であることから、それらに比して違法性阻却事由が広く認められることになろう。（損害賠償や差止めの根拠を権利性に求めない立場からは、なぜ人格「権」でなければならないかという点がある（前掲107頁）。

木村説によれば、生命・身体などの法益とは区別される人格権

の実際的な意義は、上記のように明確な法益を見て取ることはできないような個人の尊厳や人格を構成する利益を保護する点に認められることにある（前掲106頁）。

エ 藤岡康宏は、次のように論じる（「民法講義Ⅰ民法総論」信山社2015年18頁以下）。

不法行為法による保護の対象としての『人格権』（『救済規範としての人格権』）と物権・債権と並ぶ民法の基本的要素としての『人格権』（『民法構成上の人格権』）を区別し、従来は前者の人格権のみが論じられてきたが、後者の人格権を承認し、そこから救済規範のあり方を考えるべきであるとする。その上で『民法構成上の人格権』は『財産の法』と対置される『人の法』の中核に位置づけられ、『権利能力者は当然に人格権を有する』のであれば、人格権の条文上の根拠は、権利能力平等の原則を定める民法3条1項に求めることができるという。また人格権の根拠は、私的自治の原則や自己決定権の基礎にあるリベラリズム思想を採用する憲法13条に求めることもできるという。特に、自己決定権は人格権の基礎にある権利であり、自己決定権が憲法上の価値判断により導かれるのならば、民法上の人格権の規範化も憲法によって促されるとする。

第4 人格権に関する憲法学者の学説

1 佐藤幸治

「人格的自律権」として語られる。憲法13条の『幸福追求権』は、人が人格的自立の存在として自己を主張し、そのような存在としてあり続ける上で不可欠ないし重要な権利を包括的に捉えたもの

で『基幹的な人格自律権』というべく、ここから憲法各条が明記する各種人権が流出派生してくる。これを『派生的（個別的）な人格的自律権』と呼ぶことができる。そしてこの個別的条項に明記されたもの以外にも、人格的自律にとって不可欠ないし重要なものが補充的に保障される（これを狭義の『人格的自律権』と呼ぶ）。

各個別的基本権規定によってカバーされず、かつ、人格的生存に不可欠ないし重要なものとは以下のものである。①「人格価値そのものにまつわる権利（例、名誉権、プライバシーの権利、環境権（人格権））、②「人格的自律権（自己決定権）」、③「適正な手続き処理を受ける権利」、④「参政権的権利」。

②については、漠然としている感を否めないで「便宜上」その内実を（i）「自己の生命、身体の処分にかかわる権利」、（ii）「家族の形成・維持にかかわる事柄」、（iii）「リプロダクションにかかわる事柄」、（iv）「その他の事柄」に分けて考え、（iv）に関連して（i）（ii）（iii）に匹敵する重要な類型が形成される可能性を残したという。さらに、『基幹的な人格的自律権』は、各種人権を生み出す母体のごときものであり、憲法制定時に、それまでの人類の歴史・経験に照らして人格的自律性にとって不可欠ないし重要と思われた各種人権が憲法各条に明記されたが、憲法のその後の展開でなお人格的自律性にとって不可欠ないし重要と思われる人権を生成せしめるのである（佐藤幸治「現代国家と人権」有斐閣2008年100頁～102頁・甲B第11号証））。

佐藤の上記基本的な考え方によれば、本件で原告らの訴えている権利・利益は、人格権に含まれるものといえる。

2 高橋和之

憲法13条は、新しい人権を憲法改正なしに認めるための根拠となる規定として設定されているのである。無名・非列挙の人権がすでにそこに存在するのではない。13条を根拠に創造されるのであり、それが日本国憲法が13条に与えた機能なのである。(中略)あらゆる人権を潜在的に含むものである(高橋和之「すべての国民を『個人として尊重』する意味」塩野宏先生古稀記念「行政法の発展と変革(上)」有斐閣2001年288頁・甲B第12号証)。

3 まとめ

佐藤、高橋の説は民法学者斎藤の「人類は、これからも、人格価値を侵す思わぬ事態に遭遇することであろう。そして、その過程で、人格価値の新しい側面も見出されてくることになるだろう」にも相通じる考え方であろう。多くの権利がそうであるように、人格権も生成中のものであり、社会の進展・変化に対応して新しい認識を重ねてその権利に含まれるものを広げていくと言えよう。

なお、五十嵐前掲18頁(甲B第19号証)は、人格権の憲法上のものと民法上のものとの区別につき「今日では、人格権の領域においても、憲法と民法の区別ははっきりしなくなっている。」と述べている。

第5 人格権に関する判例の検討

1 最高裁判所

① 最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁(北方ジャーナル事件)

ア 判決文

人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、損害賠償（民法710条）又は名誉回復のための処分（同法723）を求めることができるほか、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。けだし、名誉は生命、身体とともに極めて重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利というべきであるからである。

イ 解説

（ア）本件は、北方ジャーナル社が、北海道知事選挙に関して候補者の人物論を記載するなどしたことが名誉毀損であるとして、出版差止仮処分の申請が認容されたことから、同社がその違法を主張して国家賠償を求めた事案について、名誉毀損を肯定して国家賠償請求を棄却した1・2審の判断を維持した事案である。

（イ）判決文は、上記のとおり名誉権を人格権として極めて重大な保護法益であって、排他性を有するとして、絶対権としての人格権を明確に位置づけたものといえる。人格権一般についての詳述はないが、最高裁レベルで初めて人格権概念を認め、それに基づく差止請求権を明確に承認したものである。

（ウ）本判決についての加藤和夫調査官の解説によっても、「生命、身体、名誉、プライバシー、自由、氏名権、肖像権等各種の人格的利益を侵害する加害行為」について言及しているもので、人格

的利益が広範なものであることを前提に解説がされている（最高裁判所調査官解説民事編昭和61年度[19]278頁）。

② 最大判昭和63年6月1日民集42巻5号277頁（自衛官合祀手続き事件）

ア 判決文

（ア）多数意見は、「原審が宗教上の人格権であるとする静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益なるものは、これを直ちに法的利益として認めることができない性質のものである。」としているが、

（イ）伊藤正己裁判官は、反対意見を付して、次のようにいう。

信教の自由は明白に法的な権利であり、それが不法行為法上の被侵害利益となりうることはいうまでもない。そして、信教の自由は、多数意見もいうように、国によつて信教を理由とする不利益な取扱いがされたり、宗教的行事への参列強制のように何らかの宗教上の強制が加えられたり、逆に宗教的活動への制止、妨害がなされたりする場合に、国による侵害があつたということができる。しかし、本件において、被上告人は、自己の信ずる宗教上の活動を阻害されたり、県護国神社への参拝を強制されたりしたことはないのであるから、信教の自由そのものへの侵害は認めることができないのである。そこで、問題は、信教の自由とかかわりをもつとはいへ、信教の自由そのものではない、原判示の「静謐な環境のもとで信仰生活を送る利益」が被侵害利益となりうるかどうかということになる。

私は、現代社会において、他者から自己の欲しない刺激によ

つて心を乱されない利益、いわば心の静謐の利益もまた、不法行為法上、被侵害利益となりうるものと認めてよいと考える。この利益が宗教上の領域において認められるとき、これを宗教上の人格権あるいは宗教上のプライバシーということもできるが、それは呼称の問題である。これを憲法13条によつて基礎づけることもできなくはない。私は、そのような呼称や憲法上の根拠はともかくとして、少なくとも、このような宗教上の心の静謐を不法行為法上の法的利益として認めうれば足りると考える。社会の発展とともに、不法行為法上の保護利益は拡大されてきたが、このような宗教上の心の静謐要求もまた現在において、一つの法的利益たるを失わないといつてよい。本件においても、被上告人がキリスト教信仰によつて亡夫孝文を宗教的に取り扱おうとしているのに、合祀の結果その意に反して神社神道の祭神として祀られ、鎮座祭への参拝を希望され、事実反して被上告人の篤志により神楽料が奉納されたとして通知を受け、永代にわたつて命日祭を斎行されるというのは、まさに宗教上の心の静謐を乱されるものであり、法的利益の侵害があつたものといわねばならず、県護国神社への合祀は、被上告人に対し、せいぜい不快の感情を与えるものにとどまるもので法的な侵害があつたとは認められないとするのは適切でない。

私は、基本的人権、特に精神的自由にかかわる問題を考える場合に少数者の保護という視点に立つことが必要であり、特に司法の場においてそれが要求されると考えている。多数支配を

前提とする民主制にあつても、基本的人権として多数の意思をもつても奪うことのできない利益を守ることが要請されるのはこのためである。思想や信条の領域において、多数者の賛同するものは特に憲法上の保障がなくても侵害されるおそれはないといつてもよく、その保障が意味をもつのは、多数者の嫌悪する少数者の思想や信条である。宗教の領域にあつては、わが国における宗教意識の雑居性から宗教的な無関心さが一般化しているだけに、宗教的な潔癖さの鋭い少数者を傷つけることが少なくない。「たとえば、少数者の潔癖感に基づく意見と見られるものがあつても、かれらの宗教や良心の自由に対する侵犯は多数決をもつてしても許されない」という藤林裁判官の意見（多数意見引用の昭和52年7月13日大法廷判決における追加反対意見）は傾聴すべきものと思われる。本件において、被上告人は宗教上の潔癖感が余りにも強いという批判もありうるかもしれない。しかし、そこに少数者にとって守られるべき利益があるというべきであり、宗教的な心の静穏は少なくとも不法行為法上の保護を受ける利益であると認めてよいと思われる。このような心の静穏は、人格権の一つということができないわけではないが、まだ利益として十分強固なものとはいえず、信仰を理由に不利益を課したり、特定の宗教を強制したりすることによつて侵される信教の自由に比して、なお法的利益としての保護の程度が低いことは認めざるをえないであろう。しかし、そうであるからといつて、宗教的な心の静穏が不法行為法における法的利益に当たることを否定する根拠とな

りえないことはいうまでもない。

イ 解説

(ア) 多数意見は、「静謐な環境のもとで信仰生活を送る利益」を被侵害利益と認めなかったが、伊藤正己裁判官は、これを肯定している。同裁判官の「憲法第3版」(弘文堂平成7年)235頁で、「広義のプライバシーには、およそ人が他人から自己の欲しない刺激によって心の静謐を乱されない利益が含まれると考えられる。信教の自由の侵害に当たらなくても、静謐な環境のもとで自己の信仰生活を送ることが害されたり、聞きたくない音を強制的に聞かされたりすることがその例である」と言及されているものと同旨である。伊藤裁判官がプライバシーに関する権威であることを考えると、同判示は軽視すべきでない。

(イ) なお、同判決についての瀬戸正義調査官の解説では、憲法13条の幸福追求権について、国家権力との関係で国民に直接保障されたものと解しているものとみられるものとして最大判昭和44年12月24日(刑集23巻12号16255頁、警察官が個人の容貌等を撮影したことが憲法13条の趣旨に反して許されないとした事案)等を引用している。また、人格権については、一般的人格権と個別的人格権とがあり、後者は、氏名権、肖像権、名誉権のようにかなり限定された構成要素を持つ権利であり、前者は、主として人格的属性を対象とし、その自由な発展のために第三者による侵害に対して保護されなければならない諸利益の総体をいうが、特に、未だ十分に限定されるに至らない人格的利益を保護する点に主要な機能を有する概念であるといわれる、と

紹介している（最高裁判所調査官解説民事編昭和63年度[10]187頁・甲B第14号証）。

③ 最二小判平成元年12月21日民集43巻12号2252頁（公立小学校における通知表の交付をめぐる混乱についての批判、論評を主題とするビラの配布行為事件）

ア 判決文

上告人の本件配布行為ののち、被上告人らの中には、電話、葉書、スピーカーによる嫌がらせや非難攻撃を繰り返し受け、家族に対してまで非難の宣伝をされた者があり、その余の者も右事実を知り同様の攻撃等を受けるのではないかと落ち着かない気持ちで毎日を送ったことは前示のとおりである。被上告人らの社会的地位及び当時の状況等にかんがみると、現実に右攻撃等を受けた被上告人らの精神的苦痛が社会通念上受忍すべき限度内にあるということとはできず、その余の被上告人らの精神的苦痛も、その性質及び程度において、右攻撃等を受けた被上告人らのそれと実質的な差異はないというべきところ、原審が適法に確定したところによると、被上告人らの氏名・住所・電話番号等を個別的に記載した本件ビラを大量に配布すれば右のような事態が発生することを上告人において予見していたか又は予見しなかったことに過失がある、というのであるから、被上告人らは上告人の本件配布行為に起因して私生活の平穏などの人格的利益を違法に侵害されたものというべきであり、上告人はこれにつき不法行為責任を免れないといわざるを得ない。

イ 解説

(ア) 判決は、ビラ配布行為については、公共性がないとは言えず、主要な点において真実であるとして、その違法性は否定したが、配布行為に起因する人格的利益の侵害について不法行為責任を認め、原判決を変更して慰謝料の支払いを命じたものである。判文は、「私生活の平穏などの人格的利益」を被侵害利益として明確に認めている。

(イ) なお、同判決について篠原勝美調査官は次のように解説している（最高裁判所調査官解説民事編平成元年度〔34〕619頁・甲B第15号証）。

人格権が実定法上の根拠に基づくものかは議論があるが、通常、人格に専属する個人の生命、身体、自由、名誉、生活等の人格的利益の総称として理解されている。その権利性は、主に差止請求権の根拠として議論され、最高裁も、前掲①最大判昭和61年6月11日が人格権としての名誉権を認知したこと、下級審判決で平穏生活権をいうものがあること、前掲最大判昭和44年12月24日（②の解説中）が実質的に肖像権を承認していること、損害賠償請求の被侵害利益として、日照・通風の利益（最三小判昭和47年6月27日民集26巻5号1067頁）、前科等をみだりに公開されない利益（最三小判昭和56年4月14日民集35巻3号6200頁）、氏名を正確に呼称される利益（最三小判昭和63年2月16日民集42巻2号27頁）などを法律上の保護に値する利益としている。私生活上の平穏なる人格的利益は、これらの延長線上に位置づけられる。などと解

説しており、法的保護の対象となる人格権・人格的利益を広範なものと捉えている。

④ 最二小判平成3年4月26日民集45巻4号653頁（水俣病認定業務に関する熊本県知事の不作为違法に対する損害賠償請求事件上告審判決）

ア 判決文

本件の認定申請者は、難病といわれ特殊の病像を持つ水俣病にかかっている疑いのままの不安定な地位から、一刻も早く解放されたいという切実な願望からその処分を待つものであるから、それだけに処分庁の長期の処分遅延により抱くであろう不安、焦燥の気持は、いわば内心の静穏な感情を害するものであって、その程度は決して小さいものではなく、かつ、それは他の行政認定申請における申請者の地位にある者にはみられないような異種独特の深刻なものであると推認することができる。（中略）

ところで、一般的には、各人の価値観が多様化し、精神的な摩擦が様々な形で現れている現代社会においては、各人が自己の行動について他者の社会的活動との調和を十分に図る必要があるから、人が社会生活において他者から内心の静穏な感情を害され精神的苦痛を受けることがあっても、一定の限度では甘受すべきものというべきではあるが、社会通念上その限度を超えるものについては人格的な利益として法的に保護すべき場合があり、それに対する侵害があれば、その侵害の態様、程度いかんによっては、不法行為が成立する余地があるものと解

すべきである。

これを本件についてみるに、既に検討したように、認定申請者(注 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法3条1項又は公害健康被害補償法(昭和62年法律第97号による改正前のもの)4条2項に基づき水俣病患者認定申請をした者)としての、早期の処分により水俣病にかかっている疑いのままの不安定な地位から早期に解放されたいという期待、その期待の背後にある申請者の焦燥、不安の気持を抱かされないという利益は、内心の静穏な感情を害されない利益として、これが不法行為法上の保護の対象になり得るものと解するのが相当である。

イ 解説

(ア) 本判決は、人の焦燥、不安の気持を抱かされないという利益は、「内心の静穏な感情を害されない利益」として、不法行為法上の保護の対象になり得るものとしており、②判決では否定された「内心の静謐の利益」の侵害が不法行為になりうるとしたものといえ、最高裁として内心の静謐の利益を不法行為の保護法益として明確に認めた最初の判決である。これは、②判決の解説に掲記した伊藤裁判官の見解(広義のプライバシーには、およそ人が他人から自己の欲しない刺激によって心の静謐を乱されない利益が含まれると考えられる。信教の自由の侵害に当たらなくても、静謐な環境のもとで自己の信仰生活を送ることが害されたり、聞きたくない音を強制的に聞かされたりすることがその例である)を肯定したものとも考えられる。

(イ) なお、同判決について佐藤歳二調査官は次のように解説している（最高裁判所調査官解説民事編平成3年度[16]282頁・甲B第16号証）。

まず、人格的利益が不法行為の保護法益となるかについて、民法710条の「身体・自由・名誉」は精神的損害賠償の保護法益の例示であるとするのが通説であるとし、内心の静穏な感情という人格的利益について、民法710条は、広く人格権を法的保護の対象としており、その人格権には、生命・身体・貞操・自由・名誉・名誉感情・プライバシー・信用・生活の平穏・夫婦関係その他の身分関係に関する権利が包含されているとの四宮和夫「事務管理・ふと迂路特・不法行為（中）」396頁以下を引用し、また、プライバシーの権利を分類して、自己についての情報をコントロールする利益（情報プライバシー）のほかに、欲せざる刺激によって心をかき乱されない利益（心の静穏プライバシー）をあげる佐藤幸治「注釈日本国憲法上」293頁を引用している。

そして、前記②判決（最大判昭和63年6月1日）の多数意見が「静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益」を否定したが、最三小判昭和63年2月16日民集42巻2号27頁が「氏名を正確に呼称される利益」が不法行為の保護法益と認めたこと、最三小判昭和63年12月20日裁判集民事155号377頁において、伊藤裁判官が補足意見として「個人が他者から自己が欲しない刺激によって心の静穏を乱さない利益を有しており、これを広い意味でプライバシーと呼ぶことができると考えて

おり、聞きたくない音を聞かされることは、このような心の静穏を侵害することになると考える。このような利益が法的に保護を受ける利益としてどの程度に強固なものかについては問題があるとしても、現代社会においてそれを法的な利益と見ることが妨げないのである」と判示していること等を引用して、判例の傾向からみれば、平穏で不快な感情を抱かずに社会生活を送りたいという期待は、一般的に人格的利益として法的の保護される余地があると解することができるようにしていることに注目すべきである。

⑤ 最三小判平成8年3月26日民集50巻4号993頁（不貞行為の相手方に対する配偶者からの損害賠償請求事件）

ア 判決文

甲の配偶者乙と第三者丙が肉体関係を持った場合において、甲と乙との婚姻関係がその当時既に破綻していたときは、特段の事情のない限り、丙は、甲に対して不法行為責任を負わないものと解するのが相当である。けだし、丙が乙と肉体関係を持つことが甲に対する不法行為となる（後記判例参照）のは、それが甲の婚姻共同生活の平和の維持という権利又は法的保護に値する利益を侵害する行為ということができるからであって、甲と乙との婚姻関係が既に破綻していた場合には、原則として、甲にこのような権利又は法的保護に値する利益があるとはいえないからである。

イ 解説

（ア）本件は、妻が夫と同棲している女性に対して、不法行為を理

由に慰謝料請求をしたのに対して、婚姻関係が既に破綻していたことを理由に、請求を認めなされた事案であるが、理由中において、不貞行為の相手方が配偶者に対して負う不法行為責任の被侵害利益が婚姻共同生活の平和の維持という権利又は法的保護に値する利益であるとするものである。

(イ) 同判決について田中豊調査官は次のように解説している（最高裁判所調査官解説民事編平成8年度[1②]233頁・甲B第17号証）。

特徴的な点は、第三者が配偶者の一方と肉体関係を持つという行為を、単に、夫婦の一方に対する貞操義務（守操義務）違反に荷担する行為という範疇でとらえるのではなく、第三者が婚姻共同生活に介入して、破綻に導くような行為の一つであって、違法の評価を受けるものの典型としてとらえていることである。すなわち、不法行為の被侵害権利（利益）という観点からこれをみると、第三者の債権侵害としてではなく、対外的に主張し得る（いわば人格権的）権利（利益）に対する侵害ととらえているものと考えてよいとしている。

すなわち、婚姻共同生活の平和の維持を人格権の内容としてみているものであり、この判例においても、人格権を広範なものとの理解を前提にしているといえる。

⑥ 最三小判平成12年2月29日民集54巻2号582頁（エホバの証人輸血拒否事件）

ア 判決文

患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反すると

して、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならない。そして、Bが、宗教上の信念からいかなる場合にも輸血を受けることは拒否するとの固い意思を有しており、輸血を伴わない手術を受けることができると期待してD病院に入院したことをE医師らが知っていたなど本件の事実関係の下では、E医師らは、手術の際に輸血以外には救命手段がない事態が生ずる可能性を否定し難いと判断した場合には、Bに対し、D病院としてはそのような事態に至ったときには輸血するとの方針を採っていることを説明して、D病院への入院を継続した上、E医師らの下で本件手術を受けるか否かをB自身の意思決定にゆだねるべきであったと解するのが相当である。

ところが、E医師らは、本件手術に至るまでの約一か月の間に、手術の際に輸血を必要とする事態が生ずる可能性があることを認識したにもかかわらず、Bに対してD病院が採用していた右方針を説明せず、同人及び被上告人らに対して輸血する可能性があることを告げないまま本件手術を施行し、右方針に従って輸血をしたのである。そうすると、本件においては、E医師らは、右説明を怠ったことにより、Bが輸血を伴う可能性のあった本件手術を受けるか否かについて意思決定をする権利を奪ったものといわざるを得ず、この点において同人の人格権を侵害したものとして、同人がこれによって被った精神的苦痛を慰謝すべき責任を負うものというべきで

ある。

イ 解説

(ア) 本件は、「エホバの証人」の信者である患者が、医師に対して宗教上の信念から輸血を拒否する意思を明確に表示していたにもかかわらず、肝臓の腫瘍を摘出する手術を受けた際に輸血され、これにより精神的損害を被ったとして、右医師の勤務する病院を設置・運営している国及び手術に携わった医師らに債務不履行・不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である。

(イ) 判決は、自己の宗教上の信念に基づく意思決定の自由が人格権に属することを肯定し、医師に不法行為に基づく損害賠償責任があることを認めた。

(ウ) なお、同判決について佐久間邦夫調査官はその解説において次のように解説している（最高裁判所調査官解説民事編平成12年度[6]115頁・甲B第18号証）。

人格権は、（中略）不法行為成立の客観的要件としても挙げられ、生命・身体・身体的自由・貞操などの人の身体的側面に関するものと、名誉・信用・氏名・肖像・精神的自由など精神的側面に関するものに大別されているとし、本判決は、本件における患者の右権利は、人格権の一内容として尊重されなければならないものと言うことができるとして、不法行為法上保護される利益であることを明確にしたものである。

(エ) 本件は、宗教上の信念にもとづく意思決定の自由を人格権に属するとして、その表明を尊重されなかったことを権利・利益の侵害とするものであり、いわゆる、自己決定権を保護したものであるというこ

とができる。

⑦ 最三小判平成14年9月24日裁判集民事207号243頁（石に泳ぐ魚事件）

ア 判決文

公共の利益に係わらない被上告人のプライバシーにわたる事項を表現内容に含む本件小説の公表により公的立場にない被上告人の名誉、プライバシー、名誉感情が侵害されたものであって、本件小説の出版等により被上告人に重大で回復困難な損害を被らせるおそれがあるというべきである。したがって、人格権としての名誉権等に基づく被上告人の各請求を認容した判断に違法はない。

イ 解説

本件は、平穏な日常生活や社会生活を送ることが困難となるおそれを理由に、人格権侵害を認めた控訴審判決維持し、人格権としての名誉権等侵害を判示しているもので、本訴訟における原告らの主張の人格権侵害と基盤を同じくする被侵害利益とも言える。

2 下級審

① 大阪高判昭和50年11月27日民集35巻10号1881頁（大阪国際空港夜間飛行禁止等請求事件（上告審昭和56年12月16日最高裁大法廷判決））

ア 判決文

およそ個人の生命・身体の安全、精神的自由は、人間の存在に最も基本的なことがらであつて、法律上絶対的に保護されるべきものであることは疑いがなく、また、人間として生存する以上、

平穩、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことも、最大限度尊重されるべきものであって、憲法13条はその趣旨に立脚するものであり、同25条も反面からこれを裏付けているものと解することができる。このような、個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体を人格権ということができ、このような人格権は何人もみだりにこれを侵害することは許されず、その侵害に対してはこれを排除する権能が認められなければならない。すなわち、人は、疾病をもたらす等の身体侵害行為に対してはもとより、著しい精神的苦痛を被らせあるいは著しい生活上の妨害をきたす行為に対しても、その侵害行為の排除を求めることができ、また、その被害が現実化していなくともその危険が切迫している場合には、あらかじめ侵害行為の禁止を求めることができるものと解すべきであって、このような人格権に基づく妨害排除及び妨害予防請求権が私法上の差止請求の根拠となりうるものということができる。

(中略)

右のとおり、人格権の内容をなす利益は人間として生存する以上当然に認められるべき本質的なものであって、これを権利として構成するのに何らの妨げはなく、実定法の規定をまたなくとも当然に承認されるべき基本的権利であるというべきである。また、従来人格権の語をもって名誉、肖像、プライバシーあるいは著作権等の保護が論ぜられることが多かったとしても、それは、人格的利益のそのような面について、他人の行為の自由との抵触およびその調整が特に問題とされることが多かったことを意味

するにすぎず、より根源的な人格的利益をも総合して、人格権を構成することには、何らの支障とならないものと解される。もっとも、人格権の外延をただちに抽象的、一義的に確定することが困難であるとしても、少なくとも前記のような基本的な法益をその内容とするものとして人格権の概念を把握することができ、他方このような法益に対する侵害は物権的請求権をもってしては救済を完うしえない場合があることも否定しがたく、差止請求の根拠として人格権を承認する実益も認められるのであって、学説による体系化、類型化をまたなくてはこれを裁判上採用しえないとする被告の主張は、とりえないところである。（中略）

これを本件についてみるに、前記のとおり、本件空港の供用によって生ずる航空機の騒音等は、原告ら全員に著しい精神的苦痛と生活妨害をもたらし、さらに身体的被害をも一部のものにはすでに与え、他の者をも同様の危険に暴しているものと認められるのであるから、原告らの人格権は侵害されているというべきである。（中略）

原告らは、前記認定のとおり、本件航空機騒音等により、甚大な精神的苦痛をはじめ種々の生活上の被害や身体被害を含む多様な被害を被っているところ、これらの被害を一括して非財産上の損害として、その賠償を求めるのであり、要するにこれらの被害のすべてを斟酌して算定される慰謝料の支払いを求めるものと解される。（中略）国家賠償法 2 条 1 項により、被告は原告らに対して右損害を賠償すべきものである。

イ 解説

(ア) 本件は、大阪国際空港に離着陸する航空機のもたらす騒音、排気ガス、ばい煙、悪臭、振動、墜落の危険等により身体的損害、精神的損害、睡眠妨害、日常生活の全面的破壊、教育環境の破壊等を理由に、人格権ないし環境権に基づき航空機の離着陸の差止め、民法709条又は国家賠償法2条1項に基づき過去及び将来分の損害賠償を請求した事案であり、上記控訴審判決（原判決）は、上記のとおり、個人の生命・身体の安全、精神的自由等の人格権の内容をなす利益について、人間として生存する以上当然に認められるべき本質的なものであって、これを権利として構成するのに何らの妨げはなく、実定法の規定をまたなくとも当然に承認されるべき基本的権利であるというべきであるとし、人格権の外延をただちに抽象的、一義的に確定することが困難であるとしても、少なくとも前記のような基本的な法益をその内容とするものとして人格権の概念を把握することができ、差止請求や損害賠償請求の被侵害利益たり得るとするものであって、精神的自由を含む広範な人格権・人格的利益の不法行為等における被侵害利益性を正面から認めたものと評価できる。

(イ) その上告審である最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁は、上記控訴審判決（原判決）の差止請求及び将来分の損害賠償請求を認容した部分を取り消したものの、過去の損害賠償請求に係る部分は維持し、人格権侵害につき次のように判示している。

すなわち、上告審判決は、被上告人らの身体に対する侵害、睡眠妨害、静穏な日常生活の営みに対する妨害等の被害及びこれに

伴う精神的苦痛を一定の限度で被上告人らに共通するものとしてとらえ、その賠償を請求するものと理解することができる。もとより右のような被害といえども、被上告人ら各自の生活条件、身体的条件等の相違に応じてその内容及び程度を異にしているものではあるが、他方、そこには、全員について同一に存在が認められるものや、また、例えば生活妨害の場合についていえば、その具体的内容において若干の差異はあつても、静穏な日常生活の享受が妨げられるという点においては同様であつて、これに伴う精神的苦痛の性質及び程度において差異がないと認められるものも存在しているものであり、このような観点から同一と認められる性質・程度の被害を被上告人全員に共通する損害としてとらえて、各自につき一律にその賠償を求めることも許されないではないというべきである。原判決は、右のような観点に立つて、被上告人らの主張する被害事実につき、本件空港に離着陸する航空機の騒音等の性質、内容、程度に照らし、周辺住民としてこれに暴露される被上告人ら各自がひとしく少なくともその程度にまでは被っているものと考えられる被害がどのようなものであるかを把握するという見地から、被害及び因果関係の有無を認定判断しているものと解されるのであり、そうである以上、損害賠償の原因となるべき被上告人らの被害について一律的な判断を示し、各人別にそれぞれ異なつた被害の認定等を示していないことは、あえて異とするに足りないのである。そして、右の点に関し、本件空港に離着陸する航空機の被上告人らの居住する地域に及ぼす騒音等の性質、強度、頻度等が原判決において認定されたよう

なものである場合において、被上告人らのすべてに共通して原判示のような不快感、いらだち等の精神的苦痛及び睡眠その他日常生活の広範な妨害を生ずるとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、是認することができないものではなく、また、身体的被害についても、本件のような航空機騒音の特質及びこれが人体に及ぼす影響の特殊性並びにこれに関する科学的解明が未だ十分に進んでいない状況にかんがみるときは、原審が、その挙示する証拠に基づき、前記のような航空機の騒音等の影響下にある被上告人らが訴える原判示の疾患ないし身体障がいにつき右騒音等がその原因の一つとなつている可能性があるとした認定判断は、必ずしも経験則に違背する不合理な認定判断として排斥されるべきものとはいえず、被上告人らすべてが、右のような身体障がいに連なる可能性を有するストレス等の生理的・心理的影響ないし被害をひとしく受けているものとした判断もまた、是認することができないものではない、と判示している。

(イ) このように、上告審判決は、上記大阪高裁判決の人格権侵害について、原判示のような不快感、いらだち等の精神的苦痛及び睡眠その他日常生活の広範な妨害を生ずるとした原審の認定判断を肯定しているものであることを注目すべきである。

② 熊本地判平成13年5月11日判例時報1748号30頁（「らい予防法」違憲国家賠償請求事件）

ア 判決文

憲法22条1項は、何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転の自由を有すると規定している。この居住・移転の自由は、経

済的自由の一環をなすものであるとともに、奴隷的拘束等の禁止を定めた憲法18条よりも広い意味での人身の自由としての側面を持つ。のみならず、自己の選択するところに従い社会の様々な事物に触れ、人と接しコミュニケーションすることは、人が人として生存する上で決定的重要性を有することであって、居住・移転の自由は、これに不可欠の前提というべきものである。新法は、6条、15条及び28条が一体となって、伝染させるおそれがある患者の隔離を規定しているのであるが、いうまでもなく、これらの規定（以下「新法の隔離規定」という。）は、この居住・移転の自由を包括的に制限するものである。

ただ、新法の隔離規定によってもたらされる人権の制限は、居住・移転の自由という枠内での確に把握し得るものではない。ハンセン病患者の隔離は、通常極めて長期間にわたるが、たとえ数年程度に終わる場合であっても、当該患者の人生に決定的に重大な影響を与える。ある者は、学業の中断を余儀なくされ、ある者は、職を失い、あるいは思い描いていた職業に就く機会を奪われ、ある者は、結婚し、家庭を築き、子供を産み育てる機会を失い、あるいは家族との触れ合いの中で人生を送ることを著しく制限される。その影響の現れ方は、その患者ごとに様々であるが、いずれにしても、人として当然に持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性が大きく損なわれるのであり、その人権の制限は、人としての社会生活全般にわたるものである。このような人権制限の実態は、単に居住・移転の自由の制限ということで正当には評価し尽くせず、より広く憲法13条に根拠を有する人格権そのものに対するものと

らえるのが相当である。

イ 解説

(ア) 本件は、らい予防法の下で国立療養所に入所していた原告らが、被告である国に対し、①国の隔離政策の違法、②立法行為又は立法不作為の違法などを理由に、国家賠償法に基づき、隔離されたことによる損害及び差別・偏見にさらされたことによる損害などの賠償を求めた事案である。

(イ) 本判決は、隔離政策による被害を、居住・移転の自由の制限ということで正当には評価し尽くせないとして、より広く憲法13条に根拠を有する人格権そのものの侵害とするなど、人格権を広範なものとの理解に立っていることに注目すべきである。

③ 福井地判平成26年5月21日判例時報2228号72頁（大飯原発3、4号機運転差止請求事件）

ア 判決文

ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。

個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の生

命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害の恐れがあるときには、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求することになる。人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差止めの要請が強く働くのは理の当然である。（中略）

人格権に基づく差止請求訴訟としては名誉やプライバシーを保持するための出版の差止請求を挙げることができる。これらの訴訟は名誉権ないしプライバシー権と表現の自由という憲法上の地位において相拮抗する権利関係の調整という解決に困難を伴うものであるところ、これらと本件は大きく異なっている。すなわち、名誉やプライバシーを保持するという利益も生命と生活が維持されていることが前提となっているから、その意味では生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利とすることができる。本件ではこの根源的な権利と原子力発電所の運転の利益の調整が問題となっている。原子力発電所は、電気の生産という社会的には重要な機能を営むものではあるが、原子力の利用は平和目的に限られているから（原子力基本法2条）、原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（憲法22条1項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。

しかるところ、大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は、その存在自体が憲法上容認できないというのが極論にすぎるとしても、少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。このことは、土地所有権に基づく妨害排除請求権や妨害予防請求権においてすら、侵害の事実や侵害の具体的危険性が認められれば、侵害者の過失の有無や請求が認容されることによって受ける侵害者の不利益の大きさという侵害者側の事情を問うことなく請求が認められていることと対比しても明らかである。

イ 解説

(ア) 本件は、人格権及び環境権に基づいて本件原発の差止めを請求した事案である。

(イ) 判決では、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるといえることができる。人格権は憲法上の権利であり(13条、25条)、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。として、人格権の重要性を強く認めているものであり、本件で、原告らが訴えている、戦争による生命侵害への不安、おそれの重要性に通じるものとして示唆するものである。

④ 前橋地判平成29年3月17日判例集未登載(福島原発被害者の避

難による損害賠償請求事件)

ア 判決文

人は、いかなる人生を歩むか、いかに自己実現をはかるかについての自己決定権を有している（憲法13条）。そして、日々の生活が、人間一人ひとりの自己決定権の行使により形成され、自らの個性を発揮して築き上げてきた成果であると同時に、将来において自己決定権を行使する際の基盤となるものであることからすると、個人の尊厳に最高の価値を置く我が国の憲法下において、民事上も、平穏な生活が権利または法的保護に値する利益であることに疑いはない。（中略）

平穏生活権は、人格権として様々な現れ方をするが、人格権が、個々人の個性を重視するものである以上、保護されるべき生活の平穏も多様なものとなり、様々な権利利益を包摂しているものと理解される。（中略）

内心の静謐な感情を害されない利益は、平穏生活権の中に包摂されている各権利利益のすべてに含まれていると考えられるが、平穏生活権の侵害の有無及び程度を判断する際の考慮要素となる点で、平穏生活権に包摂される利益として意味を持っている。（中略）

本判決における被侵害利益は、平穏生活権であるが、この平穏生活権は、自己決定権を中核とした人格権であり、上記のとおり、(i)放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益、(ii)人格発達権、(iii)居住移転の自由及び職業選択の自由並びに(iv)内心の静謐な感情を害されない利益を包摂する権利である。（中略）

平穏生活権は、自己実現に向けた自己決定権を中核とした人格権

であり、いったん侵害されると、元通りに復元することのできない性質のものである。（中略）

原告らの多くは、自己実現に向けた自己決定権の集大成ともいうべき人生を壊されたと訴えているのであるから、本件訴訟においては、平穩生活権を身体権に接続された権利利益と捉えるものではない。

イ 解説

（ア）本件は、福島第一原発事故に関して福島県外への避難を余儀なくされ、人格権侵害を受けたことなどを理由に、東京電力に対して民法709条に基づくなどして、国に対して、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を請求するなどした事案である。

（イ）判決は人格権に基づき、避難を余儀なくされた原告らの損害賠償を認めた。原告らは請求の基礎として、「平穩生活権」が侵害されたと訴え、判決は上記のように平穩生活権が法的保護に値する権利利益であることを認めた。この判決では、「平穩生活権」という言葉で「権利」のみならず、平穩生活にかかわる「権利利益」を論じており、法的に規定された「権利」を超えるものを「平穩生活権」で表現していると理解できる。

そして、判決は、平穩生活権が自己決定権を中核とした人格権であって、放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益や内心の静穏な感情を害されない利益を包摂する権利など、多くの権利を包摂するものであることを述べている。

これらの点の指摘は、本件原告らの多くが、憲法のもとで築いてきた今までの人生を否定されたと感じ、戦争になるのではない

かとの恐怖不安にさらされるなどしていることが、人格権の深刻な侵害であると訴えていることについて、人格権侵害を認定できる論拠となると考えられる。

第6 原告の主張する人格権の内容

1 原告の主張する人格権の概要

(1) 民法710条は、不法行為の被侵害法益として「身体・自由・名誉」を規定し、また、著作権法112条等は、著作者人格権・実演家人格権等を規定するが、包括的、総合的なものとして「人格権」を規定した法規はない。

人格権とは、人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利である。その意味では、民法等において包括的な明文規定がないことは、人格権を認めることに障がいになることはない。

(2) 人格権が、人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利であることは、前記「第2 人格権が認められてきた沿革」においてみたとおり、アメリカの独立宣言や世界人権宣言などに遡ることができるし、その後の欧米諸国において、学説や判例によって築き上げられ、法的にも明文化されるなどして歴史的発展を遂げ、個人の尊厳・人間の尊重に基づく自然権的権利として肯認されてきたものである。我が国においても、民法に身体・自由・名誉等の規定があるのみではあった戦前から、人格的利益について保護法益として容認されてきたものである。

(3) 前記「第3 人格権に関する民法学者の学説」や「第4 人格権

に関する憲法学者の学説」でみてきたとおり、民法学においても、憲法学においても、人格権が広範な人格的利益を含むものとして肯定されてきたものであり、「人間らしい生活が営まれることからくる各種の利益」（田中実・安永正明）、「人間存在そのものにかかわる利益」（平井宣雄）、「個人の尊厳や人格が冒される場面（生活妨害、セクシュアル・ハラスメントや職場での不当待遇」（木村和成）など、表現は異なるが、生活の平穩等の人格的利益の保護法益性を認めるようになってきている。さらには、人格的自律権、自己決定権等も人格権の内容として認められてきている（佐藤幸治）。

（４）また、「第５ 人格権に関する判例の検討」において概観した裁判例においても、最高裁を含めて、人格権・人格的利益が保護法益として広範に認められている

（５）憲法１３条は、名誉などのように「権利」の名称を付されていないが人格権の内容をなすものを権利として認める際の根拠規定と解されている。しかし、人格権は、人間がそれぞれその尊厳を保持すること、すなわち、人間であることにより当然に享有するものであり、憲法１３条によって人格権が与えられたものではなく、当然に存在する権利としての人格権に憲法１３条が確たる形を与えたものというべきである。

（６）被告は、原告の主張する人格権が、具体的な権利内容、成立要件、法的効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、そこに具体的権利性を認めることなど到底できないと主張するが、既にみてきた学説・判例に明らかなように、人格権は、人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利であり、

その外延を抽象的、一義的に確定することが困難であるとしても、少なくとも人間の尊厳に伴う基本的な法益をその内容とするものであれば、人格権・人格的利益として法的保護の対象となるというべきである。

(7) 原告らは、内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為によって、その生命・身体及び精神に関する侵害の危険により、また、平和に生活してきた平穏を壊されたことにより、さらに、憲法改正について主権者として意思決定をする機会を奪われるなどしたことにより、著しい精神的苦痛を受けているものであり、これらの侵害が、人格権、すなわち人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利が侵害されたことを主張するものである。そして、その内容として、具体的には、①生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権、②平穏生活権及び③主権者として蔑ろにされない権利を主張するものである。

以下、項を改めて詳論する。

2 生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権

(1) この点については、判例・学説ともに人格権として認めることには異論がなく、人の生命・身体・精神が法の絶対的保護を受けべきであることは論ずるまでもない。

(2) 前記第5の2③の福井地判平成26年5月21日が判示するように、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来るし、人格権は、人の生命を基礎とするものであるがゆえに、

我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできないとも言えよう。この判決は、生命・身体に加えて精神及び生活に関する利益を上げている。人間としての生を全うするには、単に生命・身体の保全では不十分であり、そこに精神に関する利益が守られねば人間の生活としては成り立たない。その具体的な在り方は、生活に関する利益として理解されるべきである。

(3) 原告らは、内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為によって、その生命・身体に関する侵害の危険を感じ、著しい精神的苦痛を受けているものであり、これは、国賠法上の保護法益となる。その詳細は、後述する。

3 平穩生活権

(1) 平穩生活権の概要

平穩生活権については、プライバシーの権利の系譜で説かれることもある（伊藤正己説など）が、自分の人生を自律的に設計し送っていくこと（自律的自己決定権の行使）が、平穩な生活の核心にあり、平穩生活権は、それを成り立たせる複数の要素を包摂しているものである。平穩な生活というのは、精神的な平穩と物理的な平穩から考えられるべきである。人間の平穩な生活にとっては、物理的な条件も精神的な条件も同様にかつ同等に尊重される必要があり、どちらか一方だけでは、身体及び精神の統一体としての人間の生存を語ることはできない。平穩生活権は、最高裁をはじめ、多数の裁判例により保護法益として認められている。

(2) 平穩生活権の侵害

ア 原告らは、内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為によって、様々な形で、その平穏な生活を害されている。

その詳細は後述するが、原告らの多くは、憲法に導かれて戦後築いてきた平和な生活が否定、破壊されたと感じている。原告の中には生命・身体への直接的侵害はなくても、「精神に関する利益」を侵害されたと訴え、また、生命・身体が侵害されるのではないかとの不安・恐怖にさいなまれていると訴える者も少なくない。こうした原告らは「平穏な生活権」を侵害された、あるいは明確に人格権を侵害されたと主張するところ、のちに紹介するような原告の精神的苦痛の実態と、その実態を先に紹介した民法学説や憲法学説に照らして見れば、多くの原告が「平穏な生活権」「人格権」を現に侵害されたと法的に評価することが正当である。

イ 2015年9月、新安保法制法が成立し、日本が戦争当事国となり、また、テロ勢力と敵対関係となる可能性が高まったことで、原告ら国民が戦争に巻き込まれ、またテロの標的になることに対する恐怖や不安を感じる事となり、それらに対する恐怖や不安を感じることなく平穏に生活する権利が侵害される事態となっている。

ウ 新安保法制法施行後の平穏生活権の侵害の拡大

そして、新安保法制法が、2016年3月29日に施行され、新安保法制法の執行がなされることにより、日本が戦争当事国となる危険は高まり、それにより原告らの平穏生活権の侵害の度合いは強まっている。

2016年11月、安倍内閣は「駆け付け警護」、「宿営地の共同防護」などの新任務を付与して南スーダンに自衛隊を派兵することを命じたが、派遣命令を受けた陸上自衛隊第9師団がある青森では、激励された若い自衛官が、「手足を失うことがないよう、半年後、必ず無事に帰ってきます」と発言したという。（甲B第20号証「元自衛官が本気で反対する理由 安保法反対20人の声」しんぶん赤旗日曜版編集部（新日本出版社）2017年 84頁）

安倍内閣が成立させた新安保法制法を根拠に、日本の安全に係のない戦争に自衛官が派遣され、生命を失う、あるいは手足を失うなどの危機感を抱かざるを得ない状況に置かれている。

原告らには、家族に自衛官がいる者もいるところ、そのような原告は、自らの子が戦争によって命を失う危険に曝されるところとなっており、平穏生活権をまさに侵害されるに至っている。

エ 2017年4月以降の平穏生活権の侵害

北朝鮮と米国の対立は、2000年代半ばから強まってきたところ（2006年5月北朝鮮テポドン2号の発射とその後の国連安保理の制裁決議）、その対立が強まり、日本も米国の同盟国としてその紛争に巻き込まれる危険が高まる中で、さらに、新安保法制法の制定により、米国との強固な同盟関係を形成することは、一層、原告ら国民の平穏な生活を侵害するものとなっている。

そして、2017年4月以降における国際情勢の下では、多くの国民・市民は具体的な生命・身体及び精神への危険を実感して

おり、生命・身体及び精神的人格権の侵害は現実化している。閣議決定と国会の議決により原告らの平穩生活権の侵害と生命・身体への侵害の危険の高まりは、その後の事態の進行により裏付けられた。新安保制法以前には、抱くことのなかった不安や恐怖は、原告らの生命・身体の安全が損なわれていることを示しており、平穩生活権の侵害に該当する。特に、新安保法制法が実施された以降、アメリカ政権の変化があったとは言え、原告らは、現在、戦争に直面させられる不安と恐怖をより具体的に実感させられている。米朝対立構造は、今や具体的な危険として日本を覆っていることは否定できない。2017年4月21日、政府は都道府県の危機管理担当者を集めた説明会で、北朝鮮の弾道ミサイルの着弾を想定した住民避難訓練を行うよう要請した（毎日新聞2017年4月22日）。このことは、国民・市民が具体的な生命・身体及び精神の危機に瀕していることを示している。

そして、2017年4月下旬には、西大西洋で海上自衛隊の護衛艦と米国原子力空母カール・ビンソンは共同訓練を行っている。

その後、北朝鮮のミサイル発射の報道が流れた2017年4月29日早朝には一部の新幹線、地下鉄は、その運行を停止した。東京メトロ内では「北朝鮮が弾道ミサイルを発射しました」との構内アナウンスが流れ、運転を見合わせた。こうした状況のため、「いつどこに何が落ちてくるか（中略）と恐怖感を口にした市民がいる」と報じられている（東京新聞 2017年4月30日付）。「弾道ミサイルが発射され」との車内アナウンスが流れる

状況及びこうしたアナウンスののち、停車した列車の中に留め置かれた市民たちの気持ちを前提とすれば、原告らは現実の脅威をひしひしと感じている。これは、集団的自衛権行使が法によって認められた体制に転換したことで、日本は北朝鮮から見れば、アメリカの強固な同盟国であり、日米両首脳はそれを国際的にも誇示したことにより、緊張と危険が高められた結果、国民・市民の上記人格権が現に侵害されていることをしめすものである。

さらに言えば、米朝対立が軍事的なものに発展した場合（それは今や架空の話ではないというべきであろう）、全土に米軍基地を抱えているわが国が真っ先に、生命・身体及び精神に対する現実の危険にさらされることは、報道でも盛んに取り上げられていることから明らかであり、北朝鮮もそれを明言している。米軍は、日本の基地からアジアでの軍事行動を起こすと考えられる。なお、ベトナム戦争の時に、米軍はアメリカ本土からではなく、沖縄の基地から出撃している。憲法9条を蔑ろにする新安保法制の下で、集団的自衛権行使として、戦争は極めて具体的なものになったのである。ちなみに、2017年4月12日、沖縄の嘉手納基地では北朝鮮の攻撃を受けたとの想定での軍事訓練を実施している（琉球新報 2017年4月16日付）。

被告は「漠たる不安」などと簡単に言うが、世界中での武力行使を可能にさせる「新安保法制」を成立させたことで、「漠たる不安」などを既に超えてしまっているのが、この国の実態である。原告以外の多くの人々も「漠たる不安」をはるかに超えた状況に置かれているのが現実である。仮に、原告らが単に「漠たる不安」

を感じているのに過ぎないのであれば、政府の都道府県危機管理担当者を集めた説明会の動きは不要であろう。政府自身が、危機の具体性を承認して、そのうえで国民に危機対応を呼びかけているのである。

そして、2017年5月1日、米軍の要請に応じて、新安保法制法に含まれた自衛隊法95条の2に基づき、海上自衛隊のヘリコプター搭載型の護衛艦「いずも」に米軍の補給艦防護のためのいわゆる「米艦防護」任務を命じた。上述の南スーダン派遣に続く2例目の新安保法制法の執行である。

このような動きを受けて、「2017年5月2日付の北朝鮮の朝鮮労働党機関紙『労働新聞』は、4月下旬に行われた日本の海上自衛隊の護衛艦と米原子力空母『カール・ビンソン』の共同訓練を批判し、『朝鮮半島で核戦争が起こる場合、最も大きな被害を受けるのは日本だ』と警告した。1日には海自の護衛艦が安全保障関連法に基づいて初めて、『米艦防護』の任務に就いており、日本の連携強化をけん制する狙いがあるとみられる。同紙は、日本が『米国の兵站基地、発進基地、出撃基地になっている』とし、『日本が真っ先に（核の）放射能の雲で覆われる』と強調した」と報道された（読売新聞2017年5月3日）。

このように、日本が戦争に加担したと見なされれば、基地周辺や大都市などへの攻撃の危険性は当然高まるのであって、「漠然とした不安感を抱いたという域を出ない・・・主観的な感情」などと発言すること自体、軍事の現実から目を閉ざす主張と言わざるを得ない。

そして、新安保法制法により周辺の国との緊張が高まり、いっそう平穩生活権が侵害される事態となっている。

オ 海外にいる日本人の平穩生活権の侵害

さらに新安保法制法が成立したことで、海外にいる日本人の生命も危険にさらされるにいたっている。2015年9月、新安保法制法成立直前にアフガニスタンの首都カブールにいた清末愛砂室蘭工業大学准教授（憲法学・家族法）は、RAWA（アフガニスタン女性革命協会）のメンバーから「日本で安全保障関連法案（戦争法案）が可決されたら、日本の民衆はより危険にさらされることになるであろう。日本の民衆は海外渡航もできなくなる。なぜなら、世界の民衆、アフガン民衆は日本の民衆を敵であると考えからだ」と言われたという（飯島滋明、清末愛砂、榎澤幸広、佐伯奈津子『安保法制を語る！自衛隊員・NGOからの発言』（現代人文社、2016年）112-113頁・甲B第13号証）。

新安保法制法に基づいて自衛隊がアメリカと一緒に海外での武力行使をするようになれば、日本の市民および日本がテロの対象とされる危険性がますます高まるという危機感は、今まで欧米等で実際に生じたテロ行為を前提とすれば、客観的な裏付けがある。

さらに言えば、海外にいるNGO関係者も生命や安全が危険にさらされる。安倍首相は「2014年7月1日閣議決定」後の記者会見などでパネルを使い、「駆け付け警護」の必要性を例に挙げ、新安保法制法制定の必要性を力説した。ところが現場で国際協力に携わるNGO関係者は、「駆け付け警護」が実施されれば、かえって自分たちが危険になると批判した。アフガニスタンで30年以上も支援活動を

行ってきた中村哲医師は「『（現状では）海外で活動するボランティアが襲われても、自衛隊は彼らを救うことはできない』と言ったそうですが、全く逆です。命を守るどころか、かえって危険です。私は逃げます」と述べている（西日本新聞2014年5月16日付）。

国内の74のNGO、職員ら547人が賛同しているNGO非戦ネットは2015年9月19日に「安全保障関連法採決に対する抗議声明」（甲B第22号証）を出した。この抗議声明で「NGOに対し、『駆け付け警護』と称して武器を使用し武装勢力と交戦する事態となれば、NGOの中立性までが疑われ、取り返しのつかない犠牲を生み出す」、「安保関連法案は平和国家としての日本のイメージを一変させ、紛争に対する中立国としての『日本ブランド』はもはや通用しなくなります。こうしたなか、NGOの活動環境は著しく危険なものに変わるのは明らかであり、NGO職員や現地協力者が紛争当事者から攻撃され、『テロ』の標的となる危険性は格段に高まります」と指摘している。

カ まとめ

以上のように、新安保法制法の成立により、原告らは平穏生活権を侵害されるに至っている。とりわけ、基地周辺や大都市、原発周辺の住民、自衛官、海外にいる日本人、NGO関係者などの生命や安全が危険にさらされる事態となっている。これらの新安保法制法成立以後の事態の進行は、原告らが新安保法制法の制定等により受けた、不安、おそれ、恐怖等の精神的苦痛が杞憂でなかったことを示すものである。

4 主権者として蔑ろにされない権利

- (1) 原告らは、主権者として、憲法制定権を享有するものであり、憲法改正に際しても、国民投票に参加しうる地位を有する。今般の内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為は、集団的自衛権の行使が憲法に反するとの、まさに確定していた憲法解釈を変更し、違憲であるとの多くの声を無視して立法したものであって(甲B第7号証)、本来は、憲法改正手続によってしか行えないものであった。原告らは、本来参加し得べき憲法改正手続への参加の機会を奪われたものであり、主権者としての立場を蔑ろにされたものである。
- (2) 主権者としての立場は絶対であり、国家権力によって最大限尊重されるべきものである。これを無視され、愚弄され、蔑ろにされたことにより受けた被害は、原告たちの主権者であることの自尊心を大きく傷つけたこととともに、実は主権者として尊重される確証など無いのではないかという憲法への疑念・不安である。このような主権者としての根本的な被害感情は、国賠法上、救済を要求できる人格権である。ほとんどすべての原告の人格権は、このように侵害されたというべきである(甲B第22号証・「私たちは戦争を許さない 安保法制の憲法違反を訴える」)。

以上